

2026年4月

お客さま各位

平塚信用金庫

貸金庫規定及び自動貸金庫規定の改定について

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。本改正において、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保の観点から、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」が明示され、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当金庫では以下のとおり貸金庫規定及び自動貸金庫規定を改定いたします。

改定後の規定は従前よりお取引いただいているお客さまについても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定する規定

- (1) 貸金庫規定
- (2) 自動貸金庫規定

2. 改定日

2026年7月1日（水）

3. 主な内容

- (1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
 - (2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等でご申告いただくことを追加
 - (3) 当金庫により契約の解約事由を追加
- ※詳細につきましては、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

4. 格納いただけない現金について

2026年7月1日（水）以降、貸金庫内に現金を格納いただけなくなります。現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまは、次回ご来店時に現金のお引き取りをお願いいたします。

日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

(注) 日本円のうち、以下が格納いただけない現金となります。

日本銀行ホームページ「日本のお金」に掲載されている銀行券・貨幣

(日本銀行ホームページ https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm)

5. ご利用目的の申告書面郵送について

上記3.(2)に記載の書面につきましては、2026年7月より順次お届けいただいている住所あてに郵送させていただきます。お手元に届き次第、内容をご確認いただきご返信をお願いいたします。

以上

平塚信用金庫貸金庫規定 新旧対照表

新	旧
<p style="color: red;">2026年7月現在</p> <p>1. (各納品の範囲) (1) ~ (2) - 略 -</p> <p style="color: red;">(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</p> <p style="color: red;">① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</p> <p style="color: red;">② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</p> <p>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</p> <p>3. ~ 11. - 略 -</p> <p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p style="color: red;">この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解</p>	<p style="color: red;">(新設)</p> <p>1. (格納品の範囲) (1) ~ (2) - 略 -</p> <p style="color: red;">(新設)</p> <p style="color: red;">(新設)</p> <p>2. ~ 11. - 略 -</p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解</p>

約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。

なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

(①～⑤省略)

⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。

なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

(①～⑤省略)

(新設)

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

F. その他前各号に準ずる者

（４）前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

14～18

- 略 -

以上

② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(新設)

（４）前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

14～18

- 略 -

以上

平塚信用金庫自動貸金庫規定 新旧対照表

新	旧
<p>2026年7月現在</p> <p>1. (格納品の範囲) (1) ~ (2) - 略 -</p> <p>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</p> <p>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</p> <p>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</p> <p>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</p> <p>3. ~ 13. - 略 -</p> <p>14. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>15. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解</p>	<p>(新設)</p> <p>1. (格納品の範囲) (1) ~ (2) - 略 -</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. ~ 12. - 略 -</p> <p>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解</p>

約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。

なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①～⑥省略

⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支

約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。

なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①～⑥省略

(新設)

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支

払ってください。

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

F その他前各号に準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用をき損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属す

払ってください。

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(新設)

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用をき損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの

る月までの使用料相当額を月割計算により支払
ってください。この場合、**第5条**第3項にもとづ
く返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が
生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日**に第5条**
第1項の方法に準じて自動引落しすることがで
きるものとします。

16. ～20.

- 略 -

以上

使用料相当額を月割計算により支払ってくださ
い。この場合、**第4条**第3項にもとづく返戻金は、
遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは
直ちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日**に第4条**
第1項の方法に準じて自動引落しすることがで
きるものとします。

15. ～19.

- 略 -

以上